

平成24年度発注者支援業務等に関する説明会

[日時] 平成23年12月21日(水)
13時30分～15時30分

[場所] さいたま新都心合同庁舎1号館
2階 講堂



関東地方整備局

<資料構成>

- 【 1 】 平成24年度発注者支援業務等の方針
- 【 2 】 平成24年度発注者支援業務等の契約方針
- 【 3 】 平成24年度発注者支援業務等における要件等
- 【 4 】 その他

関東地方整備局
H23.12.21時点

この資料は、関東地方整備局ホームページ
(<http://www.ktr.mlit.go.jp/>)に掲載しま
す。
場合によっては、内容の変更があります。

1. 平成24年度発注支援業務等の方針

1-1. 平成23年度からの主な変更点

○発注者支援業務（工事監督支援・積算技術）における 対象工事の拡大

「電気通信設備工事のみ」についても、民間競争入札（市場化テスト）の対象となり、以下の記載が追加されました。

◆予定管理技術者の資格

◆予定管理技術者の同種又は類似業務の実績

◆予定担当技術者の資格

1. 平成24年度発注支援業務等の方針

1-2. 発注方式について

全業務を「一般競争入札（総合評価落札方式）」

- 平成24年度発注業務等についても、**全て一般競争入札（総合評価落札方式）**で実施

さらなる民間企業の積極的な参加による競争性の確保・向上を図るため、平成23年度より継続し**民間競争入札、及び複数年度契約の導入等**を実施

1. 平成24年度発注支援業務等の方針

発注者支援業務等（業務別タイプ）

| | | 業務名 | 総合評価落札方式 | |
|----------|--------|---------------------|----------|-----|
| | | | 価格点:技術点 | タイプ |
| 発注者支援業務等 | 発注者支援 | 積算技術業務 | 1:2 | 標準 |
| | | 技術審査業務 | 1:2 | 標準 |
| | | 工事監督支援業務 | 1:2 | 標準 |
| | 公物管理補助 | 河川巡視業務 | 1:2 | 標準 |
| | | ダム管理支援業務 | 1:2 | 標準 |
| | | 道路許認可審査 ・適正化指導業務 | 1:2 | 標準 |
| | 用地事務補助 | 用地補償総合 技術業務 | 1:2 | 標準 |

1. 平成24年度発注支援業務等の方針

1-3. 「民間競争入札」の導入

- 平成23年度から継続し、平成24年度の以下に示す業務（発注者支援業務等）においては、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）に基づく民間競争入札」（民間競争入札）により実施する。

<発注者支援業務等>

- ・発注者支援業務

 - 積算技術業務、工事監督支援業務、技術審査業務

- ・公物管理補助業務

 - 道路許認可審査・適正化指導業務

 - 河川巡視支援業務、ダム管理支援業務

- ・用地事務補助業務

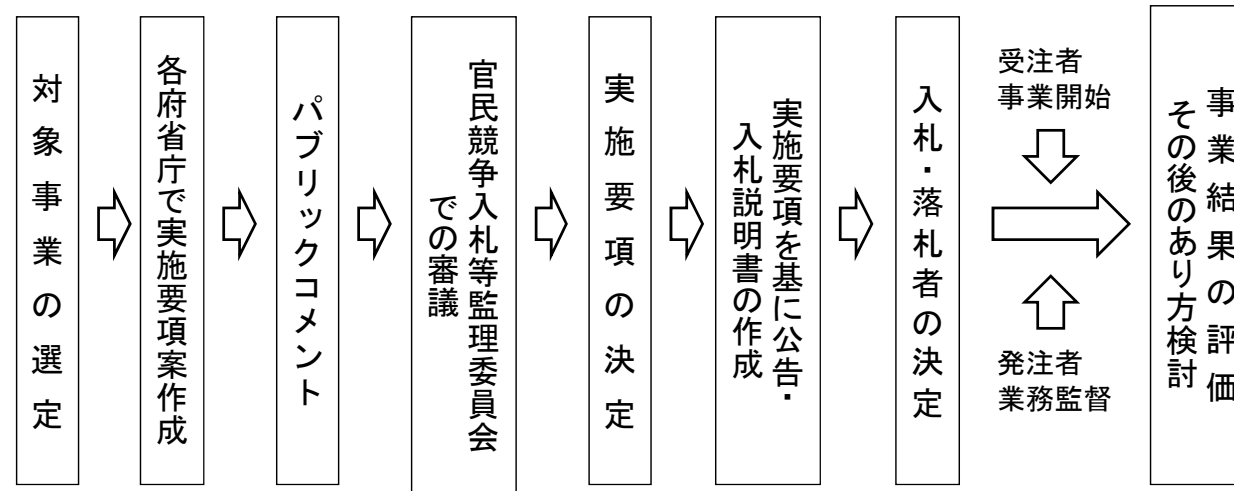
 - 用地補償総合技術業務

1. 平成24年度発注支援業務等の方針

1-4. 「民間競争入札」導入の意義

発注者支援業務については、これまでも透明性・競争性が確保されるよう取り組んできたところであるが、民間競争入札の実施にあたっては、**内閣府に設置**された第三者委員会である「**官民競争入札等監理委員会**」による入札参加要件等の**審議**を経た上で実施要項を定め、実施要項に基づく手続きにて落札した企業と契約することとされている。

この審議を経ることにより、**更なる透明性、競争性の確保が期待**される。



※平成23年11月30日・・・発注者支援業務等の実施要項決定。

1. 平成24年度発注支援業務等の方針

1-5. 「民間競争入札」導入に伴う受注者が 負う可能性のある責務等

(1) 罰則等

- ①本業務に従事する者は、刑法(明治40年法第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
- ②公共サービス改革法第25条第1項の規定(秘密保持)に違反して、公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることとなる(公共サービス改革法第54条)。
- ③次のいずれかに該当する者は、公共サービス改革法第55条の規定により30万円以下の罰金に処されることとなる。
 - ・「公共サービス法第26条第1項」による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は「法第26条第1項」による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたもの。
 - ・正当な理由なく、「法第27条第1項」による指示等に違反した者。
- ④法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記③の違反行為をしたときは、法第56条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人も上記③の刑を科されることとなる。

(2) 会計検査について

受注者は、会計検査院法第23条第1項に規定する「事務若しくは業務の受注者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときは、同法第25条及び第26条により、会計検査院の实地検査を受けたり、同院から直接又は発注者を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

2. 平成24年度発注者支援業務等の契約方針

2-1. 発注業務一覧

| | | 業務名 | 主な業務内容 |
|----------|--------|-----------------|--|
| 発注者支援業務等 | 発注者支援 | 積算技術業務 | 工事の積算に必要な工事発注用図面、数量総括表、積算資料、積算データの作成等の業務支援。 (電気工事における積算技術を行う業務含む) |
| | | 技術審査業務 | 入札契約手続きにおける企業の技術力評価のため、審査資料の作成等の業務の支援。 |
| | | 工事監督支援業務 | 工事の節目ごとに、工事目的物の寸法、位置、使用する材料の材質等についての適否の確認及び、監督員への報告や、工事施工業者から提出される資料と現場状況の照合及び、設計変更協議用資料の作成等の支援。 (電気工事における工事監督支援を行う業務含む) |
| | 公物管理補助 | 河川巡視支援業務 | 河川を巡視し、河川及び河川管理施設の状況、河川の占有又は、利用状況等の適切な把握と処理及び河川管理上必要な情報の収集等を行う業務。 |
| | | ダム管理支援業務 | ダム、貯水池や関連設備等を管理する上で必要な監視、点検、ゲート操作、気象水象等の観測記録及びダム管理資料整理等の業務の支援(排水機場等もあり) |
| | | 道路許認可審査・適正化指導業務 | 各種申請書類の審査・指導、道路の不正使用、不法占有の指導取締り、境界確認申請審査・現地立会い、特殊車両通行の指導取締り等の支援。 |
| | 用地事務補助 | 用地補償総合技術業務 | 公共用地交渉用資料の作成、権利者に対する公共用地交渉の実施等 |

2. 平成24年度発注者支援業務等の契約方針

2-2. 応募要件等

- ・ 平成21年度より、実績要件・資格要件等の改善（緩和）を実施しており、平成22年7月に実施したアンケート結果も踏まえて、業務に必要なとなる技術力の確保を図るための要件とする。

（1）企業及び管理技術者に求める実績要件

- ・ 当該業務分野における技術力確保を目的とした実績（同種・類似業務）重視から、必要な技術力確保を目的とした実績要件への大幅な改善（緩和）を昨年度の業務発注時に実施済みであり、同様に要件を拡大している。

2. 平成24年度発注者支援業務等の契約方針

(2) 管理技術者に求める資格要件

- ・一般的に認知されている資格を参加可能としており、基本的には今年度と同程度とする。

(3) 中立性要件

- ・発注者支援業務の受注者と業務の対象工事の請負者等との利益相反を防止するため、当該要件に対して必要な中立性要件を付する。

(4) 管理技術者の直接雇用関係

- ・企業と管理技術者の直接雇用関係について、履行期間中の直接雇用関係を求める要件に平成21年度業務より緩和しており、今年度も同じ要件とする。

2. 平成24年度発注者支援業務等の契約方針

2-3. 契約条件の設定

(1) 適正な発注ロット

- ・ 業務遂行上の効率性及びコストを勘案した上で、適切な発注ロットを設定する。

(2) 設計共同体

- ・ 技術力の結集による品質確保向上及び企業の積極的な参加による競争性の向上を図るため、今年度より一部業務において設計共同体による業務参加を試行導入しており、平成24年度も同様な業務の区分を設計共同体として認めている。

2. 平成24年度発注者支援業務等の契約方針

発注者支援業務等において設計共同体として認める業務の区分

| 対象業務 | 分担できる業務の区分 | |
|-------------------|------------|---------------------------------------|
| 発注者支援業務 | | |
| 積算技術 工事監督支援 | 業務内容による区分 | ・河川／道路／電気／機械 等 |
| | 工種による区分 | ・維持修繕／改築 等 |
| | 区域による区分 | ・出張所単位（監督官単位） ・河川単位 ・道路路線単位 等 |
| 公物管理補助業務（全般） | 業務内容による区分 | ・河川／道路／電気／機械 等 |
| | 区域による区分 | ・出張所単位 ・河川単位 ・道路路線単位 等 |
| ダム管理支援 | 業務内容による区分 | ・下流放流区間巡回／ダム操作業務 等 |
| 道路許認可審査・適 正化指導 | 業務内容による区分 | ・占用申請等の審査受付／現地立会／特車申 請の審査及び指導取締り 等 |
| 用地補償総合技術業務 | 業務内容による区分 | ・道路／河川 等 |
| | 区域による区分 | ・河川単位 ・道路路線単位 等 |

3. 平成24年度発注者支援業務等の契約方針

(3) 国庫債務負担行為を活用した複数年度契約の実施

- ・平成23年度より試行導入している「複数年度契約」については、平成24年度も継続し導入する。

発注者支援業務・・・全体件数の**4割程度**の業務で**2ヶ年度**の複数年度契約を目標とする。

公物管理補助業務・・・全体件数の**半数程度**の業務で**2ヶ年度**の複数年度契約を目標とする。
(一部、3ヶ年度の試行も継続)

用地補償総合技術業務・・・実施可能な業務にて実施

「全体件数」とは、平成23年度に複数年度契約した業務も含めた業務件数

2. 平成24年度発注者支援業務等の契約方針

2-4. スケジュール(案)

<関東地方整備局のスケジュール(案)のイメージ>

- 発注の見通しの公表
※ 1月上旬を予定
(各事務所にて閲覧、PPI、HP公表(記者発表)予定)
- 入札手続開始の公告
※ 1月中旬を予定
- 入札・開札
※ 2月下旬~3月中旬を予定
- 4月1日以降履行開始

※ただし、各案件における日程等の詳細は、業務毎の入札関係資料を確認のこと

(※注意) 電子入札システムでは、一般競争入札方式を使用します。

3. 平成24年度発注者支援業務等における要件等

3-1. 参加資格要件（※ 単体の場合）

- ① 公共サービス改革法第15条において準用する公共サービス改革法10条各号に該当する者でないこと。
- ② 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ③ 関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成23・24年度土木関係コンサルタント業務に係る一般又は指名競争参加資格の認定を受けていること。
- ④ 関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

3. 平成24年度発注者支援業務等における要件等

- ⑤警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずる者として、発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。**別途、誓約書等の提出が必要**

※設計共同体的場合

業務の特性に応じた分担業務となっている設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」に示すところにより、関東地方整備局長から業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格の認定を当該業務の**開札の日までに**受けているものであること。

3. 平成24年度発注者支援業務等における要件等

3-2. 競争参加資格申請書の提出者に対する要件

(ア) 中立・公平性に関する要件

<発注者支援業務>

| 業務区分 | 要件 |
|------------|--|
| 積算技術 | <ul style="list-style-type: none">・ 工事に関する参加資格要件 「業務の履行期間中に工期がある当該事務所発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加出来ない。」・ 工事に関する事後制限（※参加資格には該当しない） 「本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該事務所発注工事に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該事務所発注工事に参加してはならない。」 |
| 工事監督 支援 | |
| 技術審査 | |

3. 平成24年度発注者支援業務等における要件等

<公物管理補助業務（その1）>

| 業務区分 | 要件 |
|--------|---|
| 河川巡視支援 | <p>・参加資格要件</p> <p>「業務対象河川内の占有者等及びその占有者等と資本面・人事面等に関係がある者は、本業務の入札に参加できない。」（ただし、業務内容に許認可等の審査、指導の支援を付随されている業務に限る。）</p> |
| ダム管理支援 | <p>・参加資格要件等</p> <p>①本業務の履行期間中に工期がある当該事務所発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。（ただし、業務内容に、工事監督の支援、積算の支援、技術審査の支援に関する業務が付随されている場合に限る。）</p> <p>②業務対象河川内の占有者等及びその占有者等と資本面・人事面等に関係がある者は、本業務の入札に参加できない。（ただし、業務内容に許認可等の審査、指導の支援を付随されている業務に限る。）</p> <p>・工事に関する事後制限（※参加資格には該当しない）</p> <p>本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある者は業務履行期間中に工期のある当該業務発注担当部署発注工事に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該業務発注担当部署発注工事に参加してはならない。（ただし、業務内容に、工事監督の支援、積算の支援、技術審査の支援に関する業務が付随されている場合に限る。）</p> |

3. 平成24年度発注者支援業務等における要件等

<公物管理補助業務（その2）>

| 業務区分 | 要件 |
|---------------|--|
| 道路許認可審査・適正化指導 | <ul style="list-style-type: none">・参加資格要件 「本業務に関連する特定の企業や団体と資本・人事面における関連の有無に関わらず、業務提携及び技術提携等を行うなど、中立性・公平性に欠ける者でないこと」 |

<用地事務補助業務>

| 業務区分 | 要件 |
|----------|---|
| 用地補償総合技術 | <ul style="list-style-type: none">・参加資格要件 「入札に参加しようとする者は、業務の履行場所に係る被補償者との間において、以下の関係がないこと。」 <ol style="list-style-type: none">1) 会社法に基づく子会社、親会社の関係にないこと。2) 入札参加者自身が被補償者でないこと及び入札参加者の役員が被補償者でないこと又は入札参加者の役員が被補償者の役員を兼ねていないこと。 |

3. 平成24年度発注者支援業務等における要件等

<補 足>

- ・ 参加資格要件の「発注工事に参加」とは、当該工事を受注していること、当該工事の下請けをしていることをいう。
- ・ **ただし、発注業務の契約日までに下請け契約が終了している場合は、発注業務の入札に参加できるものとする。**
- ・ 事後制限の「発注工事に参加」とは、当該工事の入札に参加すること、又は当該工事の下請けとしての参加をいう。
- ・ 資本面・人事面で関係があるとは、次の①又は②に該当するものをいう。
 - ① 一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。
 - ② 一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

3. 平成24年度発注者支援業務等における要件等

3-3. 競争参加資格申請書の提出者に対する要件

(ア) 業務実施体制に関する要件

- ・ 競争参加資格申請書を提出する者は、関東地方整備局管内に業務拠点（予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ）を有するものであること。
- ・ なお、業務内容により「〇〇県内」と記載する場合がありますので、詳細は各業務の入札説明書によること。

例) ・ 発注者支援業務 → 関東地方整備局管内

・ 公物管理補助業務 → 〇〇県内

- ・ 業務の主たる部分を再委託するものでないこと。
- ・ 業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

※設計共同体の場合に、業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。

3. 平成24年度発注者支援業務等における要件等

(イ) 業務実績に関する要件

- ・競争参加資格申請書を提出する者（企業）は、平成14年度以降に完了した以下に示す業務（平成23年度完了予定も対象に含む）において、1件以上の実績を有すること。ただし、地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

①[実績の対象となる発注機関]

・国の機関

・特殊法人等

※ 用地関係については入札説明書による。

・地方公共団体

・地方公社

・公益法人

・大規模な土木工事を行う公益民間企業

3. 平成24年度発注者支援業務等における要件等

参加表明者に求める業務実績

【企業】

| 求める業務実績 | 発注者支援業務 | | | 公物管理補助業務 | | | 用地事務補助 |
|---------------------|---------|------|--------|----------|------|-------|----------|
| | 積算業務 | 技術審査 | 工事監督支援 | 河川巡視 | ダム管理 | 道路許認可 | 用地補償総合技術 |
| 発注者支援業務 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| 公物管理補助業務(河川) | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| 公物管理補助業務(道路) | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| CM業務 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| PFI事業技術アドバイザー業務 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| 土木設計業務(河川) | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| 土木設計業務(道路) | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| 調査検討・計画策定業務(河川) | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| 調査検討・計画策定業務(道路) | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| 管理施設調査・運用・点検業務(河川) | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| 管理施設調査・運用・点検業務(道路) | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| 測量業務 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| 地質調査業務 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| 補償コン登録規程に定めるいずれかの業務 | | | | | | | ● |

※実績を認める発注機関の詳細は、各業務の入札説明書を確認のこと

3. 平成24年度発注者支援業務等における要件等

3-4. 配置予定管理技術者に対する要件

(ア) 配置予定管理技術者の資格等①

<発注者支援業務1の要件>

| 業務種別 | 資格要件 |
|------------------------|---|
| 工事監督支援 技術審査 積算技術 | <ul style="list-style-type: none">・ 技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門）・ 1級土木施工管理技士・ 土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会1級技術者・ （社）全日本建設技術協会が認定する公共工事品質確保技術者（Ⅰ）又は（Ⅱ）又は発注者が認めた同等の資格を有する者・ R C C M（技術士部門と同様の部門に限る） |

3. 平成24年度発注者支援業務等における要件等

(ア) 配置予定管理技術者の資格等②

<発注者支援業務2の要件>

| 業務種別 | 資格要件 |
|----------------|---|
| 工事監督支援 積算技術 | <p>※業務内容が電気通信設備工事のみの場合</p> <ul style="list-style-type: none">・技術士（総合技術監理部門-電気電子又は電気電子部門）・1級電気施工管理技士・（社）全日本建設技術協会が認定する公共工事品質確保技術者（Ⅰ）又は（Ⅱ）又は発注者が認めた同等の資格を有する者・RCCM（技術士部門と同様の部門に限る） |

3. 平成24年度発注者支援業務等における要件等

(ア) 配置予定管理技術者の資格等③

<公物管理（河川関係）の要件>

| 業務種別 | 資格要件 |
|------------------|--|
| 河川巡視支援 ダム管理支援 | <ul style="list-style-type: none">・ 技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門）・ 1級土木施工管理技士・ 土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会1級技術者・ R C C M（技術士部門と同様の部門に限る）・ 河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者・ 河川又は道路関係の技術的行政経験を25年以上有する者・ その他発注担当部署が認めた公物管理の資格を有する者・ 河川法施行規則第27条の2第1項第1号に基づく登録試験（ダム管理技士試験）に合格あるいは第2号の研修を終了した者（ダム管理支援のみ対象） |

3. 平成24年度発注者支援業務等における要件等

(ア) 配置予定管理技術者の資格等④

<公物管理（道路関係）の要件>

| 業務種別 | 資格要件 |
|---------------|--|
| 道路許認可審査・適正化指導 | <ul style="list-style-type: none">・ 技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門）・ 1級土木施工管理技士・ 土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会1級技術者・ R C C M（技術士部門と同様の部門に限る）・ 道路法第71条第4項の道路監理員の経験を1年以上有する者・ 道路又は河川関係の技術的行政経験を25年以上有する者・ その他発注者が認めた公物管理の資格を有する者 |

3. 平成24年度発注者支援業務等における要件等

(ア) 配置予定管理技術者の資格等⑤

<用地事務補助の要件>

| 業務種別 | 資格要件 |
|----------|--|
| 用地補償総合技術 | <ul style="list-style-type: none">・ 公共用地交渉業務及びこれに関連する業務を総合的に行う業務に関し7年以上の実務の経験を有する者であって、補償業務に関し5年以上の指導監督的実務の経験を有する者・ 補償業務全般に関する指導監督的実務の経験7年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者・ 登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門に係る補償業務管理者・ 社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程(平成3年3月28日理事会決定)(以下「実施規程」という。)第3条に掲げる総合補償部門において実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士・ 実施規程第3条に掲げる土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の4部門すべてにおいて実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士 |

3. 平成24年度発注者支援業務等における要件等

(イ) 予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績

- 予定管理技術者は、平成14年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（平成23年度完了予定も対象に含む）において、1件以上の実績を有すること。
- 業務実績には、平成14年度以降に元請けとして同種又は類似業務に従事した経験の他、出向又は派遣、再委託により行った業務実績も同種又は類似業務として認める。また発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。

3. 平成24年度発注者支援業務等における要件等

予定管理技術者に必要な同種・類似業務等の実績

【管理技術者】

【 凡例 : 同種● 類似○ 】

| 業務内容 求める業務実績 | 発注者支援業務 | | | | | | 公物管理補助業務 | | |
|--------------------------|---------|------|------|------|--------|------|----------|----------|-----------|
| | 積算業務 | | 技術審査 | | 工事監督支援 | | 河川 巡視 | ダム 管理 | 道路許 認可 |
| | (河川) | (道路) | (河川) | (道路) | (河川) | (道路) | | | |
| 発注者支援業務 | ●○ | ●○ | ●○ | ●○ | ●○ | ●○ | ○ | ○ | ○ |
| 公物管理補助業務(河川) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ●○ | ●○ | |
| 公物管理補助業務(道路) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ●○ |
| CM業務 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ |
| PFI事業技術アドバイザー業務 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ |
| 調査検計・計画策定業務(河川) | | | | | | | ○ | ○ | |
| 管理施設調査・運用・点検業務(河川) | | | | | | | ○ | ○ | |
| 管理施設調査・運用・点検業務(道路) | | | | | | | | | ○ |
| 土木設計における概略・予備・詳細設計業務(河川) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 土木設計における概略・予備・詳細設計業務(道路) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ |
| 土木工事(監理技術者) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

※実績を認める発注機関の詳細は、各業務の入札説明書を確認のこと

3. 平成24年度発注者支援業務等における要件等

予定主任担当者に必要な同種・類似業務等の実績

【主任担当者】

【 凡例 : 同種● 類似○ 】

| 業務実績 | 対象業務 | 用地総合 |
|-------------|-----------------|-------|
| 発注者支援業務等 | ◆用地補償総合技術業務 | ● |
| 補償コンサルタント業務 | ◆用地補償技術(補助)業務 | ● |
| | ◆用地関係資料作成整理等業務 | ○ |
| | ◆土地調査部門業務(用地測量) | ○ |
| | ◆土地評価部門業務 | ○ |
| | ◆物件部門業務 | ○ |
| | ◆機械工作物部門業務 | ○ |
| | ◆営業補償・特殊補償部門業務 | ○ |
| | ◆事業損失補償部門業務 | ○ |
| | ◆補償関連部門業務 | ●○(注) |

(注) 用地総合の補償関連部門業務における同種(●)は補償説明業務、類似(○)はこれ以外の補償業務

3. 平成24年度発注者支援業務等における要件等

(ウ) 恒常的雇用関係

- 配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中(契約日から業務完了まで)に本業務の代表者と直接的雇用関係がなければならない。

3. 平成24年度発注者支援業務等における要件等

(エ) 手持ち業務量①

- ・ 予定管理技術者は、**平成24年4月1日（平成24年4月2日以降に入札公告を行った業務については、当該公告日）現在の手持ち業務量**（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。また、履行期限が平成24年3月31日以前となっているものは含まない。さらに、複数年契約の業務の場合は、当該年の年割額とする。以下同じ。）が**4億円未満かつ10件未満**であること。
 - ・ ただし、手持ち業務とは管理技術者又は担当技術者（測量又は地質調査業務における主任担当者及び担当技術者、補償コンサルタント業務における主任担当者及び担当者、又は他の業種においてはこれらに相当する技術者を含む）となっている契約金額が500万円以上の業務をいう。
 - ・ 平成24年4月1日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係を除く。）で**調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を4億円未満から2億円未満に、件数を10件未満から5件未満にするものとする。**
- **複数業務を受注し、手持ち業務制限を超えた場合は「無効」（手持ち業務の制限を超えた業務のみ）となるので注意すること。**

3. 平成24年度発注者支援業務等における要件等

(エ) 手持ち業務量②

- ・ 業務の履行期間中は予定管理技術者の手持ち業務量が契約額4億円未満、件数で10件未満（平成24年4月1日現在（平成24年4月2日以降に入札公告を行った業務については、当該公告日）の手持ち業務に、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係を除く。）で調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、契約金額で2億円未満、件数で5件未満）を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当であると認められる場合には、当該管理技術者を、**以下の1)から4)までの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合がある**ほか、業務の履行を継続する場合であっても、業務の業務成績評価に厳格に反映させるものとする。
 - 1) 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
 - 2) 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
 - 3) 当該管理技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者
 - 4) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している予定管理技術者の制限を超えない者

3. 平成24年度発注者支援業務等における要件等

3-5. 評価項目

①配置予定担当技術者の経験について評価する。

同種又は類似業務の実績のある担当技術者を配置予定の場合は、総合評価において優位に評価する。ただし、契約時点で予定していた同種又類似の実績のある担当技術者を配置できない場合は、業務成績において減点とします。

②履行確実性の評価

調査基準価格が設定される業務においては、総合評価項目において履行確実性の評価を実施する。

3. 平成24年度発注者支援業務等における要件等

発注者支援業務等（業務別タイプ一覧表）

| 評価項目 | | 業務分野別の評価基準 | | | | | 総合評価 (標準型) |
|-------------|----------------|--------------------------|---|--|---|---|----------------|
| | | 発注者支援 | 河川巡視 | ダム管理 | 道路許認可 | 用地補償 | |
| 管理技術者 | 資格要件 | 資格 | <p>①・技術士（総合技術監理部門-建設又は建設部門）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会1級技術者 ・一級土木施工管理技士 <p>・河川法第77条1項の河川監理員の経験を1年以上有する者</p> <p>②・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川又は道路関係の技術的な行政経験を25年以上有する者 ・その他発注担当部署が認めた公物管理の資格を有する者 | <p>①・技術士（総合技術監理部門-建設又は建設部門）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会1級技術者 ・河川法施行規則第27条の2第1項第1号に基づく登録試験（ダム管理技士試験）に合格あるいは第2号の研修を終了したもの。 ・一級土木施工管理技士 <p>・河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者</p> <p>②・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川又は道路関係の技術的な行政経験を25年以上有するもの ・その他発注担当部署が認めた公物管理の資格を有する者 | <p>①・技術士（建設部門又は総合技術監理部門-建設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会一級技術者 <p>②・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路法71条第4項の道路監理員の経験を1年以上有する者 ・道路又は河川関係の技術的な行政経験を25年以上有する者 ・その他発注担当部署が認めた公物管理の資格を有する者 | <p>①・公共用地交渉業務及びこれに関連する業務を総合的に行う業務に関し7年以上の実務の経験を有する者であつて、補償業務に関し5年以上の指導監督の実務の経験を有する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補償業務全般に関する指導監督の実務の経験を有する者 ・補償業務管理者（総合補償部門） ・補償業務管理士（総合補償部門） ・補償業務管理士（総合補償部門を除く7部門） <p>②補償業務管理士（土地調査、土地評価、物件、補償関連を含む4部門以上）</p> | ①5 ②3 |
| | 専門技術力 | 実績 | ①同種あり。 ②類似あり。 | | | ①・同種業務の実績がある。 ・土地調査、土地評価、物件及び補償関連の4部門すべての業務について実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 | ①5 ②3 |
| | 情報収集力 | 地域精進度 | ① 事務所管内における同種又は類似業務の実績がある。 ② 整備局管内における同種又は類似業務の実績がある。 ③ その他 | | | | ①5 ②3 ③0 |
| 予定担当技術者等の経験 | 予定担当技術者等の専門技術力 | ①同種あり。 ②類似あり。 ③その他 | | | ①過去10年間に於いて、本業務の補償対象と同種の補償について調査又は補償金算定に関する業務の実績がある。 ③その他 | ①5 ②3 ③0 | |
| 実施方針等 | 業務理解度 | | | | | 10 | |
| | 実施体制 | | | | | 20 | |
| 技術提案 | 本業務における留意点 | 的確性 | | | | 20 | |
| | | 実現性 | | | | 10 | |

4. その他

業務に必要なとなる物品・消耗品等

- ① 業務に必要な物品・消耗品は、受注者の責任において準備する。
- ② 詳細については、各業務の入札説明書、特記仕様書による。
- ③ 関東地方整備局で発注される発注の見通しは、1月上旬に下記ホームページに掲載されるので、確認のこと。

URL : <http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Index.htm>